

# とらいあんぐる

Vol.16  
2018.4

平成29年度 定期総会を開催しました。



東條会長挨拶

國安課長来賓挨拶

日時／平成30年2月15日(木)午後2時～ 場所／徳島市 ホテル千秋閣

来賓として徳島県農山漁村振興課國安課長様に出席していただきました。

**國安課長挨拶(要旨)**

土地改良区の役職員、組合員の方が忌憚なく意見交換できる場として、全国初の取り組みである本「ネットワーク」が設置され、注目を集めてから、はや9年が経過しようとしております。その間、会報の発行や研修会の開催など、様々な活動を行ってこられたものと伺っております。

私が申し上げるまでもなく、土地改良区は地域の農業・農村を支える要であります。組合員の高齢化が進み、将来的に農地・農業用水等の資源、また、「土地改良への思い」をいかに適切に継承するかが大きな課題となっております。

このような状況において、本「ネットワーク」が、構成員の資質向上を図る活動や、土地改良区全体の体制強化を図るための研究・普及啓発活動が自立的に行われ、より大きな成果を上げることにより、将来の土地改良区の礎となっていかれることを期待してやまないところでございます。

県いたしましては、今後とも、本「ネットワーク」が自立的に行われ、会員相互間の共助を軸とした活動や、これから土地改良区の発展に向けての活動に対しまして支援することで、ひいては、本県農業の発展につなげてまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましても、なお一層のご尽力をいただきますよう、お願い申し上げる次第です。

「とくしま水土里ネット次世代ネットワーク」の更なるご発展と、お集まりの皆様方の今後ますますのご健勝、ご活躍を心から祈念いたします。

國安課長様ありがとうございました。

**平成30年度活動計画****①土地改良事業に関する研究会****②国・県関係機関並びに土地改良区理事長等との意見交換会****③会報の発行****④会員の拡大**

来年度は設立10年という節目の年になり、平成30年度の新たな取り組みについて、徳島県次世代体制担当と次世代ネットワーク役員会で話し合いました。提案には堺主任主事からも説明を頂きました。

新しい取り組みとして、2つあります。

**⑤会計チェックシートの作成。**

土地改良区の適正な会計処理のため、国及び県が会計に関するチェックシートを作成しており、各土地改良区は、これらのチェックシートに基づき会計処理の適正化に努めていますが、次世代ネットワークは、実際の実務にあたっている職員の方や、改良区の会計を担当している役員の方があります。そこで、国及び県が作成したチェックシートを、実務者の視点から、より実際の実務に活かせるように改訂していくたいと思います。

作成したチェックシートは、平成30年度の総会で発表し、その後土地改良区に配布・使用していただき、平成31年度以降は、チェックシートを配布した土地改良区から結果のフィードバックを集め、それを踏まえてチェックシートの改善をして、より実行的な内容に改訂していきます。

**⑥女性ネットワークの育成。**

土地改良区の中での女性の役割や、農業における悩みを参加者が話える場を作りたいと考えています。平成30年度は、取り組みの準備期間として、県内外の女性ネットワークの代表者の方など、取り組みを行っている方に勉強会をお願いしたいと考えています。

以上の提案は承認されましたので、県の指導を得ながら30年度から取り組んで行きます。

## 総会の後、研修会を開催しました

### 農地中間管理機構事業について

講 師／農地中間管理機構 推進員／加々美 好信 氏  
推進員／大沼 亮 氏

農地中間管理事業は、未来の農業経営のため、安心して農地の貸借が出来るシステムです。

リタイアしたり規模を縮小する農家等（出し手）から農地を借り受け、認定農業者などの地域の農業の担い手（受け手）へその農地を貸し付けることで、経営規模の拡大や作業の効率化を図り農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストを削減する事業です。具体的には、機構が通年で受け手を募集し、ホームページ等で公表します。出し手には、隨時最寄りの市町村へ貸付希望の申出をして頂き、同様にリスト化（公表はしません）します。このリストを基にマッチングを行い、最も適当な受け手の方に農地を配分します。



加々美 推進員

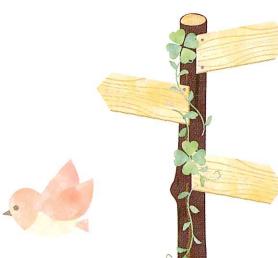


大沼 推進員

### 新しい事業制度について 農地中間管理機構に関連した事業

講師／徳島県農林水産基盤整備局生産基盤課  
農業基盤整備担当 課長補佐 竹原 康幸 氏

平成30年度より、農地中間管理機構に関連した新しい事業が創設されるので、徳島県生産基盤課 竹原課長補佐様より事業概要について説明を受けました。



農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があります。

このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進します。



竹原 課長補佐



## 土地改良区のコンプライアンス研修として「内部通報制度で土地改良区を守ろう」



平賀主任

講師／徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課  
消費相談担当主任 平賀 伸宏氏

平成18年4月、事業者のコンプライアンス経営を強化を目的に、公益通報者保護法が施行されました。その概要や、今後の取り組みについて説明を受けました。

要件を満たした場合、通報者が不利益を受けないように

- ①解雇の無効(法第3条)
  - ②労働者派遣契約の解除の無効(法第4条)
  - ③不利益な取り扱いを禁止する(法第5条)
- とされています。

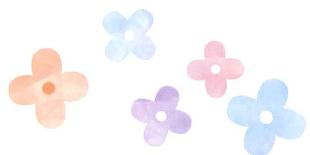
県、県土連は、土地改良区に内部通報制度の整備・運用を推進し、人数や費用負担を理由として、内部通報窓口を設置できない土地改良区のために、県土連内に会員事業者が利用できる社外窓口を設置します。

### —導入のメリット—

中立公平な立場で、普段から土地改良区に精通している県土連の職員が窓口となるため、各会員や所属する役職員等の立場等を理解しやすく、相談しやすい。

また、通報者を秘密にし、不利益な取扱いの禁止等保護される。

- ①内部の問題の早期発見、被害の発生・拡大の防止
- ②安心できる環境や体制の整備
- ③土地改良区の評価の向上



## 基調講演 先進農家の取り組み 株式会社 カネイファーム

講師／株式会社 カネイファーム(徳島県板野郡藍住町)  
代表取締役社長 矢野 正英氏

株式会社カネイファームさんは、板野郡藍住町で、水耕栽培でサラダ野菜の生産・販売をしている会社です。農家が高齢化していますので、農業が若者が夢を持つことができるよう、ビジネスとして安定した収入の確立を重要と考えられており、また、従業員が心地よく勤ける職場づくりにも取り組んでおられ、子育て中の方の雇用も積極的に取り入れております。



# 土地改良法の一部を改正する法律案の概要

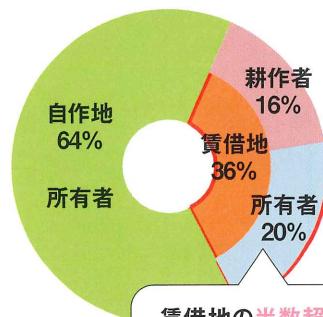
最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる必要があることから、土地改良法の一部改正が平成30年3月9日に国会に提出されました。

## 法案の概要

### 1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止  
(届出制の導入)(第3条第2項)
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化(第43条第3項)
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員(※1)の資格を付与  
(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項)  
※1議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員(第18条第5項)
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化  
(第30条第1項第2号及び第57条の3の2)
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員(※2)の資格を付与  
(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2)  
※2議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、土地改良施設の管理への協力を求めることが可能。

【自作地・貸借地と組合員の構成】



賃借地の半数超では  
**所有者**が組合員

【農家と土地持ち非農家の戸数比】

(農家：土地持ち非農家)

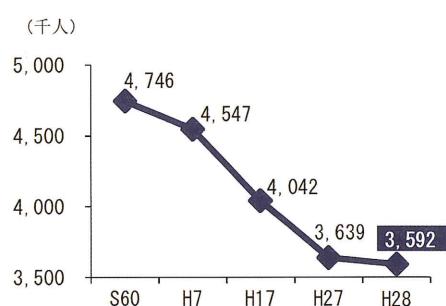
9 : 1 → 6 : 4

(昭和60年) (平成27年)

### 2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し(第23条)
  - ・総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引き下げ
  - ・総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
  - ・総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大(第77条)
- 決算関係書類として、収支決算 加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備(第29条の2)
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事(第18条第6項)

【組合員数の推移】



発行／とくしま水土里ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話：088-626-3211 FAX：088-655-3399 Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp